

第1回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年2月15日（日） 午前9時30分

場 所 大河内町保健福祉センター
2階 福祉講習室

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会出席者名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用
1号委員	足立 理秋	町長
2号委員 3名	多田 昌	議員
	中塚 義之	〃
	奥野 恒夫	〃
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者
	竹國 洋子	〃
	中山祐美子	〃
	井上 秀男	〃
	廣納 正	〃
	足立 高正	〃
	堀口 勝久	〃
	尾上 徳美	〃
	藤原 鉄也	〃
	松原 博興	〃
建設 小委員会 委員 6名	井上 隆弘	〃
	西畑 強	〃
	奥野 恵作	〃
	坂田 篤彦	〃
	難波 義博	〃
	藤原 日順	〃

区分	氏名	適用
1号委員	上野 英一	町長
2号委員 3名	小寺 義裕	議員
	立石 富章	〃
	高内 直喜	〃
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者
	正城真佐子	〃
	上垣 博	〃
	藤原 昇	〃
	松山 陽子	〃
	藤原 安晴	〃
	日和 貞憲	〃
	生田 良昭	〃
	藤原 博一	〃
	立岩三代子	〃
建設 小委員会 委員 6名	梶島 英雄	〃
	大仲 正記	〃
	大谷 郁雄	〃
	小寺 敏樹	〃
	山下 和彦	〃
	大中 康寛	〃

8条委員	前川 清寿	県会議員
	馬場 英司	中播磨県民局長

監査委員	太田 昭男	神崎町監査委員
	藤原 建	大河内町監査委員

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時		平成16年 2月15日(日) 開会 10時35分 閉会 12時17分	
開催場所		大河内町保健福祉センター 2階福祉講習室	
議長氏名		小寺 義裕	
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1 協議	2 会議結果	
	協議第 1号	神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程について	
	協議第 2号	神崎町・大河内町合併協議会傍聴規程について	
	協議第 3号	神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程について	
	協議第 4号	神崎町・大河内町合併協議会申し合わせ事項について	
	協議第 5号	神崎町・大河内町合併協議会支援地域の指定について	
	2 提案		
	提案第 1号	神崎町・大河内町合併基本理念について	
	提案第 2号	神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について	
	提案第 3号	神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について	
提案第 4号	合併の方式について		
会議の経過		別添のとおり	
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年 月 日		署名委員 印 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
局長（事務局）	<p>それでは、再開させていただきます。</p> <p>これから第1回神崎町・大河内町合併協議会に移らせていただきます。</p> <p>これから協議会にかかわる規約及び規程の報告、そして協議をお願いするわけでございますが、今回は初めての会議でございますので、皆様方にご承認を得る前に、会議を円滑に進めるためにも規程あるいは規約に準じながら進めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、第1点目のお願いでございます。協議会規約第10条第1項に、会議は委員の3分の2以上の出席で成立するというようになっております。</p> <p>2点目でございます。協議会規約第10条第2項に、会議の議長及び副議長は会長が第7条第1項第2号に掲げる者の中から選出するというようになっておりまして、議長に大河内町の小寺議長さん、副議長に神崎町が多田議長さんがそれぞれ選任されております。ここでご報告を申し上げます。</p> <p>3点目は、会議運営規程第1項で、会議の開会、閉会は議長が宣言するといたしております。</p> <p>4点目でございますが、同規程第2項で、会議録署名委員2名を議長が指名するといたしております。</p> <p>5点目でございます。会議の傍聴につきましては、本日協議いただく予定でございますが、会議は原則公開するという立場から、神崎町のCATVも含めて初めから入場を許可いたしておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは最初に、会議運営規程に基づきまして今回の議長でございます小寺議長さんから会議の開会宣言をいたします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、ただいまから第1回神崎町・大河内町合併協議会を開会いたします。</p>
局長（事務局）	<p>続きまして、次第の2番目に移りまして、小寺議長さんからおあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>一言議長就任に当たりましてごあいさつを申し上げます。</p> <p>規約によりまして、私と神崎町の議長との間ということもありましたんですが、会長さんのご指名によりまして、大河内の議長であります私が、この記念すべき神崎町・大河内町合併協議会の議長に就任をさせていただきました。まことに身の引き締まる思いがいたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
局長（事務局）	<p>特に運営につきましては、委員の皆様をお願いをいたしておきますが、小異を捨て大同の立場に立って、常に建設的、また積極的なご意見を発言をしていただきたいと思います。</p> <p>議長は、特に公平を旨といたしたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>また、この合併協議会にとりましては、できるだけスムーズに議会を運営させていただき、目標といたしております特例法の期間内に両町の合併というのが達成できますれば非常にありがたいんじゃないかと私自身も思うておりますが、それにつきましても特に両町の委員さん方が、1足す1が2でなくして1になるように努力をしていただきたいと思います。</p> <p>簡単ですが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
小寺（議長）	<p>これからの議事進行につきましては、規約第10条に基づきまして議長に進めさせますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、協議会規約の定めによりまして、ただいまから会議の議長を務めさせていただきます。</p> <p>会議の開催は、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日は委員28名中25名の出席をいただいておりますので、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。</p> <p>次に、3番の会議録署名議員の指名をさせていただきます。</p> <p>神崎町の中塚委員さんと大河内町の立石委員さんの2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、協議会では、会議録を作成します際にお名前がわかりにくいので、テープ起こしをいたします関係上、大変ご面倒で恐縮でございますが、町名とお名前を言っていただいた後ご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、早速4番の議題に入らせていただきます。</p> <p>まずは、1の報告事項からご説明申し上げます。</p> <p>報告事項につきましては、報告第1号神崎町・大河内町合併協議会規約についてから報告第10号の合併協議会委員等報酬及び費用弁償に関する規程についてまで、いずれも関連がございますので一括してご報告させていただきます。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
次長（事務局）	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日皆様方に資料としてファイルでお配りをさせていただき資料に基づきまして、事務局の方から報告第1号から報告第10号まで一括、関連しておりますのでご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>なお、一字一句すべて全文ご説明申し上げますと膨大な時間がかかりますので、途中におきましては若干省略をさせていただく部分もございますけれども、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、皆様方の資料の方でございますけれども、お手元の資料1ページ、2ページが本日の会議次第をつけさせていただいております。そして、3枚目に本協議会の組織体制ということで、協議会、小委員会、幹事会、専門部会、分科会とこういう一つの流れで今後の協議会を進めてまいるという表示をさせていただいておりますので、また見ていただければというふうに思います。</p> <p>それから、4枚目には、先ほどご就任いただきました両町の委員さんの名簿を添付させていただいております。</p> <p>それでは、早速ではございますが、報告事項に入らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、皆さん方お手元の資料、1ページということで、すべて資料の下の中央部にページ番号を打たせていただいております。そちらの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>まず、報告第1号でございますけれども、報告第1号につきましては、本協議会の規約につきましてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>3ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会の設置についてでございますけれども、第1条で、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法と略しますけれども、この第3条第1項の規定に基づき合併協議会を設置をいたします。</p> <p>第2条では、本協議会の名称でございます。本協議会の名称は、神崎町・大河内町合併協議会と称してまいりたいと思います。</p> <p>第3条では、協議会の事務というところでございます。協議会の事務につきましては、先ほどから会長、副会長ごあいさつございましたように、両町の合併に関する協議、また合併特例法第5条のいわゆる新町建設計画、この作成に係る事務並びに両町の合併に関し必要な事項を事務としてやってまいります。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>第4条では、事務所の位置でございます。協議会の事務所は、現在大河内町寺前64番地、大河内町役場の2階の方に本協議会の事務局を設置をさしていただいております。</p> <p>第5条では、組織というところで、先ほどの表を見ていただきましたように、協議会は会長、副会長、委員及び顧問をもって組織をするという条文でございます。</p> <p>そして、第6条で、その組織の会長及び副会長でございます。協議会に会長1名、副会長1名ということで、神崎町足立町長が会長、大河内町上野町長が副会長ということで、過日協議をいただきまして選任をさしていただいております。そして、会長は協議会を代表し、本協議会の会務を総理するという条文を入れております。そして、副会長は会長を補佐し、事故あるときにはその職務を代理するという条文が第6条条文でございます。</p> <p>続きまして、第7条でございますけれども、第7条は委員の条文でございます。委員は、両町の町長、両町の議会の議長及び両町の議会が選出する議員さん、各町議会議員さん3名という形になります。それと、両町の長が協議して定めた学識経験を有する方、両町とも10名以内ずつということで、こちらの方でうたわしていただいております。委員は、すべて非常勤とさせていただきます。</p> <p>それから、冒頭に委嘱をさしていただき、ごあいさつをいただきました、本協議会に顧問という形で県議員前川先生並びに中播磨県民局馬場局長さんに顧問として今後の協議会にかかわりを持っていただくという条文を入れております。特に、新町の建設計画につきましては、県との調整、特に県事業との整合性が入ってまいりますので、県民局の方には何かとお世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。</p> <p>続きまして、第9条で会議というところでございます。協議会の会議は、会長が招集をさせていただきます。そして、第2項では、会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ各委員さん方にご通知をするという条文を入れさせていただきます。</p> <p>そして、第10条では、その会議の運営についてでございます。先ほど議長の方からごあいさつがございましたように、協議会の会議は委員さんの3分の2以上の出席がなければ開くことができないという規定にさせていただきます。そして、会議の議長及び副議長は、会長が規約第7条の第1項第2号に掲げる者の中からこれを選任</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>するということ、本協議会の議長は大河内の小寺議長、そして副議長に神崎町多田議長さんをご選任をさしていただき、今後の運営に当たっていただくところでございます。</p> <p>続きまして、関係者の出席という条文を第11条で設けております。会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができるという条文を入れさしていただいております。</p> <p>そして、第12条、こちらの方では、協議会は担当事務、小委員会ということで、先ほどの組織体制表を見ていただきましたらわかりますように、2つの委員会を設置をさせていただいております。一つが新町の名称、そして本庁の位置、この関係を第1委員会、そしてもう一つの委員会を新町建設計画という、この2つの小委員会を設けてこれから専門的に審議をしていただくということで、この小委員会規定の条文を設けてございます。</p> <p>そして、第13条では、協議会に付議する必要な事項についてということで、幹事会を置いております。両町の助役さん、教育長さん、総務課長さん、本日は現在調整中でございます専門部会の部長さん、これは恐らく両町のそれぞれの課長さんという形になると思いますけれども、その方々でいわゆる協議会にご提案を申し上げます議題を検討してまいるといふ組織でございます。</p> <p>そして、第14条では、協議会の事務を処理するため、私ども事務局を設置するという条文でございます。</p> <p>それから、第15条の経費につきましては、両町でご負担をするという条文を入れさしていただいております。そして、その負担いただきました経費につきましては、第16条の方で財務規程を作りましてきちりと管理、運営を図っていくということでございます。</p> <p>そして、その経費につきましては、第17条で監査委員さんに監査をしていただくという条文を入れさしていただいております。神崎町の太田監査委員さん、大河内町の藤原委員さんに委嘱をさしていただき、協議会の経理について監査をいただくという条文を入れております。</p> <p>次に、第18条では、報酬及び費用弁償ということで、協議会の会長さん、副会長さん、委員、顧問さん及び監査委員さんは、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができるということにさしていただいております。こちらも後ほど、報告事項でございますので、そのときにご説明を申し上げます。</p> <p>第19条では、協議会解散の条文を入れさしてもらっております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>そして、第20条では、補則というところがございます。</p> <p>附則では、1点目に、この規約は両町の長が協議して定めた日から施行するという条文を入れさせていただいております。去る平成16年2月3日に両町の臨時議会が開催をされまして、両町ともこの規約についての設置議案が可決をされました。翌2月4日付で両町告示をいたしまして本協議会を設置したという形になっております。</p> <p>2点目には、協議会の予算の関係をうたわしていただいております。16年2月3日に規約とあわせまして補正予算の議決もいただいておりますので、そちらの方の読みかえ規定をこちらの方で入れさせていただいております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、本協議会の規約、こちらの方についてご説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第2号なんですけれども、報告第2号は、先ほどの規約の中でいろいろ定めておりました条文、会長及び副会長、議長及び副議長等々のそれぞれの項目につきまして両町の方で確認をしたというところがございます。それらの条文を入れさせていただいております。</p> <p>9ページの方を見ていただきましたら、各委員さん方のお名前、第1条関係につきましては両町長、第2条関係につきましては議長、副議長という形で名前を3号委員さん、顧問さんまで入れさせていただいております。</p> <p>そして、10ページの方につきましては、私ども事務局の体制並びに監査委員さんのお名前等を掲載をさせていただいております。こちらの方につきましても、両町で協議をいたしておるところでございます。</p> <p>それから、11ページにつきましては、この事務局職員の事務従事に関する両町の確認書ということでございます。神崎町から3名、大河内町から3名、この協議会というものに派遣をされておりますので、私ども6名につきましては、協議会の職員という形で2月4日付で、まず両町長から派遣辞令をいただきまして、その後、協議会足立会長の方から先ほどの事務局の辞令をいただいてこの職務に入っておるわけでございます。ただ、身分等につきましては、両町の町の方から給与等を支払いをしてやるという、そういうふうな規定をこの中で設けさせていただいております。</p> <p>続きまして、13ページの方に移らせていただきます。</p> <p>13ページ以降につきましては、委員等の公務災害補償に関する確</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>認書というところでございます。両町の委員さんの活動並びに協議会の会議等への出席のための移動中に生じた災害、そういったものにつきまして、本協議会の委員さん等につきましては公務災害の適用をしたいと思いますというふうに思っております。本日委嘱をさしていただきました、委嘱状の下の会長名並びに両町の選出の町長名でお名前を上げさせていただきますしております。そういった関係で、この公務災害につきましても、そういう形で適用をしまいるという両町で確認をしております規定を設けております。</p> <p>続きまして、報告の第4号でございます。16ページの方をあけていただきたいと思っております。</p> <p>こちらの方は、先ほどの規約第12条第2項の規定で小委員会というものを申し上げましたけれども、こちらの方を定めた条文でございます。</p> <p>まず、第2条で小委員会の設置というところでございます。</p> <p>協議会に設置する小委員会の名称及び所掌事務は次のとおりとするということで、まず1点目が、新町の名称・庁舎等検討小委員会ということで、その業務内容につきましては、新町の名称及び事務所の位置を調査、審議する事務という形にいたしております。こちらの方につきましては、先ほど就任をいただきました両町の2号委員さん、いわゆる議会の議員さん6名並びに3号委員さん、両町20名、計、合わせまして26名のうちから10名をこちらの方に選任をさしていただき、この新町の名称並びに庁舎の位置等に当たっていただきたく思っております。</p> <p>そして、もう一点、両町の大きなまちづくりの構想を立てます新町の建設計画、こちらの小委員会なんですけれども、こちらの方につきましては、新町の建設計画を調査、審議する事務という形で今後進めてまいりたいと思っております。</p> <p>少し条文が飛びますけども、第4条の方で、先ほど言いましたこの2つの委員会の委員さんの人数をうたわしていただいております。</p> <p>まず、第1項が、新町の名称・庁舎等検討小委員会の委員は10名ということで、神崎町、大河内町5名ずつ、先ほどの2号、3号委員さんの中から選任をさしていただく予定をさしていただいております。</p> <p>それと、第2項の方で、28名の新町建設計画の小委員会ということで上げさせていただきます。こちらの方は、2号、3号委員さんの10名以外の16名の方プラス両町の町長が指名をした12</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>名、各町6名ずつなんですけれども、この方々12名と2号、3号委員さんの16名、28名でこの新町の建設計画の委員会に当たっていただきたく規定を設けてございます。</p> <p>そちらの方につきましては、17ページの第6条の方にこの小委員会の分科会というものを条文を入れさせていただいております。第1の新町の名称・庁舎等の委員会はそのままの委員会になるんですけれども、第2の建設計画の委員会の方につきましては、3つの分科会と申しますか、この新町建設計画の中に3つの分科会的な委員会を設けたく、こちらの条文に規定を申し上げております。1つ目には、例示なんですけれども、総務文教的な委員会、2つ目には民生福祉、3つ目には産業建設といった形の分科会を28名の方で分かれていただいて検討いただくと、そして全体会と申しますか、小委員会の新町建設計画の全体会の方でまとめ上げていくという形を両町の協議会の小委員会の方ではこういう内容にいたしておりますので、よろしく願い申し上げたく思います。</p> <p>これらに係ります小委員会規程を規約第12条第2項に基づきまして定める規程でございます。</p> <p>なお、小委員会の事務につきましては、私ども協議会事務局の方が担当窓口としてとり行います。</p> <p>続きまして、18ページ以降の幹事会の規程でございます。</p> <p>こちらの方は、規約第13条第2項の規定によりまして、両町の協議会に幹事会を置くという規程でございます。</p> <p>幹事会の事務なんですけれども、幹事会は先ほど申し上げましたように、本協議会に提案をさせていただきます議題、その最終調整を行う場所が幹事会というふうにひとつご認識をいただきたいと思います。これから両町の担当職員が両町の事務事業をすり合わせを行いまして、そして担当の専門部会で検討してまいります。そういった中で、次に幹事会に上げてまいりまして、これを協議会に上げるかどうかという議論をしてまいります。その事務レベルでの最高機関のところが幹事会というものでございます。この幹事会には、先ほど大河内、立垣助役が申し上げましたように、両町の助役、教育長、総務課長及び専門部会の部長さんをもって組織をいたしたく思っております。この幹事会の規程につきましては、今後こういう形で進めてまいりたいという規程でございます。</p> <p>そして、幹事会の19ページの規程第6条のところ、幹事会の下に専門部会を置くことができるという条文を設けさせていただいてお</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ります。その専門部会につきまして、21ページ以降に専門部会の設置要綱を作らしていただいております。</p> <p>幹事会規程第6条第2項の規定に基づき協議会に専門部会を設置するということでございます。</p> <p>専門部会は、協議会の幹事長の指示を受けまして、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整を行うという事務を持ってございます。</p> <p>この専門部会は、24ページ以降に掲げております分科会の職員等をもって組織をするという形にさしていただいております。ですから、幹事会、専門部会、分科会等につきましては、両町の役場の職員を中心として協議を今後進めてまいるというところでございます。こちらの方につきましても、それぞれ両町で部会長さん、副部会長さんといった事務的なことも、今後これらの規定に基づきまして定めてまいり、事務作業を行っていくという形にさしていただいております。</p> <p>報告第6号につきましては、専門部会の設置要綱を定めておるところでございます。</p> <p>そして、24ページ、25ページに組織体制並びに専門部会の名簿ということで、現在両町で大詰めを迎えておりますけれども、これらの作業をやってございます。24ページの方では、大きな部会ということで両町で協議をいたしまして、9つの部会を作りたいというふうに考えております。総務・企画、住民・健康・福祉、教育、産業・建設、議会、税務・出納、上下水道、電算、新町建設計画という9つの部会を中心に、それぞれ担当いたします分科会が入りまして今後の事務事業のすり合わせを行っていくということを検討してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>したがいまして、本日まだ決定いたしておりませんので、25ページの名簿の方には両町の名前は入れておりませんが、これらにつきましても決まり次第、また協議会の方でご報告を申し上げたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>続きまして、26ページ以降は、協議会の事務局規程につきまして定めさせていただきます。</p> <p>第2条で、協議会の所掌事務ということで5項目上げさせていただきます。協議会の会議に関すること、資料作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項ということで、これから当たらせていただきたいというふうに思います。</p> <p>職員等につきましては、先ほどご紹介をいただきましたとおり、局長以下6名、計7名で当たらせていただきたいというふうに思ってお</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ります。</p> <p>そして、29ページの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>29ページの方で、今後私どもが事務局の内部で全員で当たらなければ恐らく追いつかない部分もたくさんあるんですけれども、大きな係といたしまして、総務、計画、調整、電算・情報という4つの系の柱から、それぞれの事務分担を行いまして今後当たってまいるということにいたしております。</p> <p>なお、職員につきましては、私ども大河内町の職員の規程等に準じて、いろんな服務規程は大河内町の例によるという形にさしていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、30ページ以降なんですけれども、この協議会につきましては、地方自治法に定められておりますので、独立した協議会という形になりますので、当然いろんなものに係る印鑑証明等が必要になってまいりますので、そういった印鑑に係る、公印ですね、神崎町長、大河内町長と、いったのと同様の印鑑を設置をさしていただいております。その規程でございまして、32ページの方に2つの印鑑を作らしていただいております。神崎町、大河内町合併協議会会長の印並びに職務代理者の印ということで、現在この協議会では2つの印鑑を作らしていただいております。今後の事務また申請書類、そういったものにつきまして使用さしていただきたいというふうに思っております。そういった公印に関する規程をこちらの方で設けておるところでございます。</p> <p>続きまして、報告の第9号でございます。</p> <p>報告第9号につきましては、協議会の財務規程でございまして、35ページの方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>協議会のまず予算ですけれども、第2条の方で、協議会の予算は、神崎町と大河内町の負担金、補助金、繰越金その他収入をもって歳入といたしまして、協議会の事務の管理、執行に要する経費をもって歳出とするというふうにいたしております。</p> <p>協議会の会長は、それぞれの会計年度の歳入歳出予算案を編成いたしまして、年度開始前に協議会の承認を得るものとするという形にいたしております。</p> <p>なお、協議会の会計年度は、通常の役場の会計年度と同様に地方自治法の第208条の規定によりまして、4月1日始まりの3月31日終了という形にさしていただいております。</p> <p>当然、協議会でそれぞれ負担金をいただき、その負担金の中身を歳</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>出で分けてご承認いただきましたら、協議会長名で両町の町長さんに承認をいただきましたという報告をする義務もございますので、そういった条文をこちらの方で入れさせていただいております。</p> <p>第3条、第4条では、予算に係る補正並びに予算の流用といった事務的な文言を入れさせていただいております。</p> <p>続きまして、36ページの方についていただきたいと思います。</p> <p>両町からいただきました負担金のいわゆる出納に係ります現金の保管等についてでございます。</p> <p>協議会の出納は会長が行うと、協議会に属する現金は金融機関に預金する等安全な方法によって保管しなければならないというところでございます。私どもの大河内町の方でこちらの方をきっちりと指定金融機関を通じまして協議会の予算を管理、運営していただくという形に両町で協議をいたしております。その点もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>そして、第9条では、予算がございますので、当然決算という条文を入れさせていただいております。</p> <p>会長は、毎会計年度終了後遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとするというところでございます。その承認を得る前には、必ず先ほど委嘱をさせていただきました監査委員さんの監査を受けて、その結果を添えて報告をしなければならないという条文も入れさせていただいております。</p> <p>37ページの方に、歳入歳出予算の項目を上げさせていただいております。できるだけコンパクトになるようにということで、それぞれ歳入歳出3つずつの項目で運営をしまいたいというところがございます。</p> <p>続きまして、38ページ以降なんですけれども、報告の第10号になります。こちらの方では、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてでございます。</p> <p>本協議会の委員さんにつきましては、先ほどの規約等でご承認をいただきましたように、報酬をお支払いをさせていただきます。その額につきましては、第2条で明示させていただいておりますように、日額8,500円とさせていただきます。ただし、常勤の公務員である協議会委員等がその職務の関係上、協議会の職務に従事した場合については、これを支給しないというただし書きの条文も入れさせていただいております。</p> <p>そして、費用弁償及び旅費なんですけれども、こちらの方につきま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>しては日額2,200円という形で定めさせていただいております。</p> <p>また、協議会委員さんが神崎町、大河内町以外のところに研修等をされた場合には、研修旅費という形でお支払いをする条文を入れさせていただいております。</p> <p>なお、この8,500円、2,200円という額につきましては、両町町長以下協議をさせていただきまして、大河内町の非常勤の特別職の規定等を準用させていただきましてこの額にさせていただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>以上、大変走りましたけれども、報告事項といたしまして、規約から先ほどの報酬に関する第10号までご説明を申し上げました。</p> <p>以上で終わらせていただきます。</p> <p>どうもご苦労さんでした。報告第1号から第10号までの説明が終わりました。</p> <p>これらのことにつきまして、ご質問をお受けいたしたいと思えます。</p> <p>質問のある方がございましたらどうぞ。</p> <p>質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質問がないようでございますので、報告第1号から第10号までの報告事項につきましてはご了承いただいたものとさせていただきます。</p> <p>それでは、先ほどの説明で認めていただきました報告第4号の合併協議会小委員会規程の第4条の規定で、新町名称・庁舎等検討小委員会の委員は10名、また新町建設小委員会の委員は28名のうち、16名は会長が2号及び3号委員のうちから指名するとなっておりますので、会長から指名よろしくお願い申し上げます。</p>
足立（会長）	<p>それでは、僭越でございますけれども、私から各小委員の委員さんを指名させていただきます。</p> <p>ただいま事務局から名簿を配付をさせていただいております。しばらくお待ちいただきたいと思えます。</p> <p>それでは、行き渡りましたでしょうか。</p> <p>最初に、新町名称、新しい町の名称、庁舎等検討小委員会の10名の委員さんを申し上げます。</p> <p>小寺義裕様、多田昌様、中塚義之様、立石富章様、足立高正様、生田良昭様、竹國洋子様、藤原昇様、正城眞佐子様、松原博興様、以上10名の方々、よろしくお願いを申し上げます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>続きまして、新町建設小委員会委員の皆さん方でございます。新町建設小委員会の皆さんにつきましては、構成される人数は28名でございますが、ご出席の2号、3号委員さんの中から16名ご指名を申し上げ、さきに委嘱申し上げました協議会委員以外で構成町の町長が指名いたしました6名ずつの12名様に加わっていただきます。したがって、後ほど開きます第1回の小委員会では、再度顔合わせをしていただくことになっております。こういうことになっておりますので、本日は2号、3号委員の26名の中から16名の委員さんをご指名を申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>第2委員会は、新町建設計画検討委員会であります。奥野恒夫様、高内直喜様、井上秀男様、岩本精介様、尾上徳美様、上垣博様、高橋勝洋様、立岩サチヨ様。えっ。ああ、サヨ……。</p>
足立（会長）	<p>間違うとる。</p>
	<p>ああ、間違うとん。</p>
	<p>訂正をお願いいたします。三代子様でございます。大変失礼いたしました。三代子様です。失礼いたしました。日和貞憲様、中山祐美子様、廣納正様、藤原博一様、藤原鉄也様、藤原安晴様、堀口勝久様、松山陽子様、以上でございます。</p>
多田（副議長）	<p>以上、16名の委員さん、よろしく願いを申し上げます。</p>
足立（会長）	<p>堀口が違う。</p>
足立（会長）	<p>堀口。間違えて読んだですか。</p>
足立（会長）	<p>堀口の堀の。勝久さん、済みません。字が違うとるそうでございます。申しわけございません。それから、立岩様、済みません。申しわけございません。</p>
小寺（議長）	<p>ただいま会長からご指名がありましたように、各委員の皆さん、小委員会につきましても今後ともよろしく願いを申し上げます。</p>
次長（事務局）	<p>それでは次に、報告第11号合併協議会歳入歳出予算について事務局からご説明申し上げます。</p>
次長（事務局）	<p>それでは、報告第11号平成15年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について報告する。平成16年2月15日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p>
次長（事務局）	<p>お手元の資料41ページ以降に平成15年度分の予算の内訳を掲載をさしていただいております。</p>
次長（事務局）	<p>42ページの方をお開きいただきたいと思います。少しファイルを縦横にさせていただかなくてはだめですけれども、お願いします。</p>
次長（事務局）	<p>平成15年度神崎町・大河内町合併協議会の予算は次に定めるとこ</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ろによるというところで、第1条歳入歳出予算。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ473万円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。</p> <p>第2条、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は100万円と定める。</p> <p>第3条、歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。</p> <p>各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということで、平成16年2月4日、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>皆様方の資料の中の45ページの方をお開きいただきたいと思えます。こちらの方に事項別明細以下掲載をさしていただいております。</p> <p>まず、歳入の方ですけれども、分担金及び負担金ということで、この協議会につきましては両町からの負担金が主な財源になりますので、その両町の負担金、平成15年度分、平成16年2月4日から3月31日までの約2カ月間の予算が平成15年度分という形になりますので、それらに使用いたしません経費を計上さしていただき、2町で割らしていただいております。</p> <p>各町負担金といたしまして236万4,000円ずつ、計472万8,000円の負担金を計上させていただいております。</p> <p>2点目に諸収入ということで、当然独立したお金でございますので預金利子が発生してまいりますので、その関係を上げさせていただいております。</p> <p>それから、雑入ということで、歳入につきましてはこの3つの項目で運営をしてみたいというふうに思っております。</p> <p>続きまして、46ページ以降の歳出なんですけれども、まず歳出につきましては、総務費の中で会議費と事務局費、そして事業費では調査啓発費、そして予備費というこの大きな3つでくくらせていただいております。</p> <p>まず、会議費の方ですけれども、2月4日から3月31日までの協議会の委員さん、小委員会の委員さん、監査委員さんの報酬を計上をさしていただいております。報酬といたしまして、102万9,000円計上させていただいております。3回程度開催されるだろうという見込みで計上させていただいております。共済費につきまして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>は、非常勤職員の保険料ということで、前川県会議員さんの公務災害の関係につきまして、こちらの方で対応をさせていただきたいというふうに考えております。旅費の費用弁償につきましては、先ほどの報酬とセットになってございますので、同様の回数分計上させていただき、26万8,000円計上いたしております。需用費につきましては、消耗品以下32万7,000円、計、会議費といたしまして193万9,000円の予算額を計上させていただいております。</p> <p>続きまして、事務局費といたしまして202万7,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、まず協議会の職員の時間外勤務につきましては協議会で負担するという形になってございますので、その時間外手当分50万円。それから、先ほど職員の紹介で申し上げました臨時職員を採用いたしておりますので、その職員の共済費、賃金といたしまして、共済費が2万6,000円、賃金22万1,000円計上させていただいております。それから、9番の旅費につきましては、職員等の旅費を計上させていただいております。需用費につきましても、消耗品以下50万円計上をさせていただいております。役務費につきましては10万5,000円、通信運搬費ということで、通信経費が6万5,000円、それと自動車をリースをさせていただいておりますので、その保険料ということで4万円でございます。</p> <p>続きまして、47ページの方に移るんですけども、使用料及び賃借料ということで、県との調整関係を含めました通行料及び駐車料といたしまして2万円、事務機器をリースさせていただいておりますので、そのリース料として5万円、合併協議会でこれからいろんな調整、また打ち合わせということで車両をリースをさせていただいたりします。その経費10万円。それと、現在の役場の2階の庁舎の一番西側の方に協議会の事務局を設置をさせていただいておりますけれども、本来ならば違う場所でお借りする場合も経費が発生をしておりますので、今回両町でその協議会の部屋、光熱水費、そういったものを出しまして、それを2町で案分して大河内町の方に納めるという形にさせていただいたりします経費が事務所の使用料でございます。13万4,000円計上させていただいたりします。それから、18の備品購入費につきましては、職員の机の関係の一部、また録音機、そういった協議会で使用いたしますものをこちらの方で計上させていただいたりします。23節の償還金利子及び割引料につきましては、先ほどの冒頭に申し上げました、必要に応じて一時借り入れをする場合には利</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>子が発生をしまいでありますので、その分の科目設定を上げさせていただいております。</p> <p>これらが、総務費として計396万6,000円計上させていただいております。</p> <p>2款といたしまして事業費ということで、平成15年度につきましては委員会関係がほとんどになってございますので、その分の経費といたしまして、旅費と需用費、計56万4,000円計上させていただいております。旅費といたしまして、協議会の委員さん方が3月末までに他の合併協議会等に視察に行かれた際の研修旅費という形で6万4,000円、それからこれからホームページ、また合併協議会だよりということで、両町それぞれ広報紙が毎月1回発行をなされております。それとは別に、この合併協議会、本日から立ち上がりました協議会だよりというものをその広報紙とあわせて神崎、大河内の各世帯の方に情報として配布をしまいでいるという形態をとらせていただきたいと思います。その発行分、2回分をこちらの方で15年度分として計上させていただいております。</p> <p>そして、3点目に予備費ということで20万円計上させていただいております。</p> <p>これら合わせまして、歳入歳出473万円の15年度予算というところでございます。</p> <p>なお、16年度の協議会の予算につきましては、来月3月末までに皆様方の方に協議会としてご提案をして協議をしていただくという形になってまいりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまこの合併協議会の予算につきまして専決のご報告を申し上げます。これは、去る4日に2町で協議を申し上げ、そして会長が専決されたものでございます。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
足立委員	<p>事務局費の時間外勤務手当、職員手当なんですけど、これは日曜日も入るんですか。</p>
小寺（議長）	<p>事務局、ご説明を。</p>
次長（事務局）	<p>はい、どうぞ。事務局どうぞ。浅田君。</p> <p>後ほど協議事項の申し合わせ事項ということで、協議4番目の方で</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>またご相談申し上げたいと思うんですけれども、両町がこの合併協議会を立ち上げる際に、いわゆる大河内町からの要望といたしまして、大河内町はいわゆる住民への情報公開、そういったものの形態が有線放送並びに広報紙という形で少ないということで、これまで町長が住民説明会等で回ってまいりましたときに、できるだけ休みの日に住民の皆さん方に傍聴に来ていただきたいということもあわせて、第2の日曜日にできるならば開催をいただきたいと、大河内町の場合は開催をいただきたいということでそういうったことが生じたので、そういった部分の時間外勤務手当というものが職員には発生をしておりますので、両町の長で協議をいたしまして、平成15年分といたしまして2月、3月分の開催分、また通常の事務で若干急を要する場合の職務についての時間外手当をこちらの方で掲載をさせていただいております。</p>
小寺（議長）	<p>以上でございます。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>それでは、質問がないようでございますので、報告第11号平成15年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算につきましてはご了承いただいたものとして処理させていただきます。 次に、2の協議事項に移ります。 協議第1号神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程（案）について、協議第2号神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴規程（案）について及び協議第3号神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程（案）については、関連がありますので一括として議題とさせていただきます。</p>
次長（事務局）	<p>事務局、説明をお願いいたします。 説明申し上げます。 協議第1号から第3号まで一括して、関連がございますのでご説明申し上げます。 皆様方の資料の48ページ以降をごらんいただきたいと思います。 協議第1号神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程について。 神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋というところでございまして、49ページをおあげいただきたいと思います。 本協議会の会議運営規程について定めたものでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、第1条では、本協議会の規約第10条第3項の規定に基づきまして、この協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めておるものでございます。</p> <p>第2条の基本方針で、会議は、町長があいさつでも申し上げましたように、原則公開というところでございます。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは公開しないことができるものとするという部分を設けております。</p> <p>第2項で、会議は公平かつ公正に運営されなければならない。</p> <p>第3項では、会議は計画的に開催するものとするというところでございます。</p> <p>第3条では、議長等の責務についてうたわしていただいております。</p> <p>そして、第4条では、会議の開閉等につきまして条文をうたわしていただいております。会議の開会及び閉会は議長が宣告するというところでございます。</p> <p>第2項では、議長は会議の開会に当たり、会議録に署名する委員、会議録署名委員2人を指名するというところでございます。</p> <p>委員は、議長の許可を得た後発言するものとするという規定でございます。</p> <p>会議の進行及び表決という条文を第5条で入れさしていただいております。</p> <p>会議の議事は、出席委員の全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとするというところでございます。</p> <p>その第2項で、議長は前項の規定による表決を採ろうとするときは、挙手または投票により、その可否の結果を宣言するものとするという第5条条文でございます。</p> <p>そして、会議の傍聴について第6条でうたわしていただいております。会議は傍聴することができるということで、後ほど傍聴規程について定めておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>第7条では、会議録の関係の条文を設けさしていただいております。</p> <p>会議に係る日時、場所、出席者、欠席者の氏名、議題及び議事の要旨、その他議長が必要と認めた事項ということでございます。</p> <p>そして、第2項では、前項の会議録には会議資料を添付するものと</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>する。</p> <p>第3項では、作成いたしました会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。</p> <p>第4項では、会議録は会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとするという会議録の条文を第7条でうたわしていただいております。</p> <p>第8条では、会議録等の公開というところでございます。</p> <p>会議録及び会議に提出された文書は、原則公開といたします。</p> <p>第2項で、会議録は会議録が確定した日以後に公開するものとする。</p> <p>第3項では、会議録及び会議に提出された文書の公開に関し必要な事項は別に定めるところでございます。</p> <p>第9条では規律、第10条では補則という形で定めさせていただきます、この協議会の会議運営規程をご提案するものでございます。</p> <p>51ページ、52ページには、本協議会の会議録の要旨をまとめる様式を添付をさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第2号神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴規程についてでございます。</p> <p>先ほどの会議運営規程第6条第2項の規定に基づきまして、傍聴に関し必要な事項をこの規程で定めさせていただきます。</p> <p>傍聴席の区分につきましては、第2条で一般席及び報道関係者席に区分をさせていただきますというふうに思っております。</p> <p>そして、第3条では、傍聴人の定員ということであわせていただいております。一般席の傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて議長がその都度決定するということ、後ほど申し合わせ事項の中でお諮りをさせていただきますと思っておりますけれども、私どもの会場につきましては、この保健福祉センター、神崎町におきましては神崎町のケーブルテレビのネットワーク局舎、こちらの方が本協議会の会場といたしまして、今後進めてまいりたいというところで、会場の規模から見まして大体30名ぐらいが限度かなというところの思いは持っております。これらの定員規程につきましては、後ほどの申し合わせ事項でご報告申し上げます。</p> <p>傍聴の手続きにつきましては、第4条で規定をさせていただきます。</p> <p>そして、第5条で傍聴証ということで、傍聴の方が多い場合には抽せんをさせていただきます、30名という形でお入りいただくという際</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>に、傍聴証というものを交付をさせていただくという条文を入れさせていただいております。</p> <p>第6条では、傍聴席に入ることができない方の規定を入れさせていただいております。</p> <p>そして、第7条では、傍聴人の方の守るべき事項ということで、7つの項目を上げさせていただいております。</p> <p>そして、第8条では、写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止ということで、こういったものは事前に議長の許可を得てくださいというこの条文を入れさせていただいております。</p> <p>こういった形で、本協議会の会議に係る傍聴規程というものを設けさせていただいております。</p> <p>56ページ、57ページにつきましては、これらの傍聴に係る受け付け、また傍聴証という様式的なものをつけさせていただいておりますので、今後は傍聴の方にはこういった形で傍聴証を交付させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>続きまして、協議第3号神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程についてでございます。</p> <p>59ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>本規程は、会議運営規程の第8条第3項の規定に基づきまして、協議会の会議録及び会議に提出された文書、以下会議録等と申しますけれども、これらの閲覧に関し、必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>第2条では、閲覧の請求ということで、何人も会議録の閲覧の請求をすることができるということにいたしております。その際には、60ページでございます様式第1号会議録等閲覧申出書というものに必要事項を記載いただき、提出していただくということになります。</p> <p>そして、第3条で閲覧に供する会議録等ということで、閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとさせていただきます。ただし、会議に提出された文書については、この限りではございません。</p> <p>第2項で、個人に関する事項、会議の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しないことができるものとするという形で、こちらの方で少し、第3条の方で条文の縛りをかけさせていただいております。</p> <p>そして、閲覧の場所及び時間ですけれども、第4条の方で、閲覧に</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町の指定する場所とし、その時間は閲覧に供する場所の執務時間内とするというところで、協議会の大河内町役場の方が事務局になっておりますので、そちらの方がこの場所に当たるのかなというふうに思っております。</p> <p>そして、第5条では、会議録等の複写等についてでございます。閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができるということでございます。閲覧者が会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用を負担するというところで、実費のコピー代をいただくというところでございます。</p> <p>こういったことで、会議録等の閲覧規程を設けさしていただきまして、60ページに申出書の様式をつけさしていただいております。</p> <p>以上が協議3項目ということで、本協議会の会議等に係る項目でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、第1号から第3号までの説明が終わりました。</p> <p>それではまず初めに、協議第1号神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程（案）についてご質問を受けたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問がないようですが、それでは協議第1号神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程（案）について原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご異議なしの声ございましたので、それでは協議第1号につきましてはお認めいただきましてありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第2号神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴規程（案）についてのご質問を受けたいと思います。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質問がないようでございますので、この協議第2号につきましては挙手によって意思表示をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第2号神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴規程（案）についてご賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員でございます。したがって、この協議第2号につきましては原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>それでは、引き続きまして協議第3号神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程（案）についてのご質問を受けたいと思います。</p> <p>ご質問がございましたらどうぞ。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質問がないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>協議第3号神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程（案）について原案のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。原案のとおり決していただきました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第4号の合併協議会の申し合わせ事項に移らせていただきます。</p> <p>事務局から説明申し上げます。</p>
次長（事務局）	<p>失礼します。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会申し合わせ事項について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会申し合わせ事項について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということでございまして、資料で62ページの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>会議規程の第10条に基づきまして、今後の両町の申し合わせということで記載をさしていただいております。</p> <p>まず1点目に、会議の定例開催についてでございます。</p> <p>会議の開催日及び開催時間等は、原則として次のとおりということで、下の方に開催予定日ということで上げさせていただいております。大河内町の場合は、基本的に第2の日曜日を想定をさせていただいております。一部平日が入っておるんですけども。一方、神崎町の方は水曜日ということで、第4水曜日あたりをこの一つの目安として開催をさせていただきたいということでございます。ただし、神崎町につきましても、今後の運営の中で休日開催という声もございまして、そのあたりも配慮をしてみたいというところでございます。</p> <p>また、年間を通じまして、両町でこういった日曜日、また両町の議会等を含めまして大きな行事が開催される日と重なる場合につきましては、そういったものを配慮いたしまして本協議会の日時を変更する</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>場合が必要に応じてあるということでご了解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>2点目につきましての会議時間ですけれども、原則的にお昼から、午後1時30分から考えてございます。本日は発足式ということもございましたので午前中から始めましたけれども、通常はお昼からということでございます。</p> <p>そして、3点目に開催場所ですけれども、関係2町の持ち回りとし、次のとおりとするというところでございます。神崎町につきましては、先ほど申し上げましたように神崎町のケーブルテレビネットワークの会議室、大河内町につきましては、現在皆さん方にお座りいただいております保健福祉センター、こちらの方を、よほどその施設の大きな行事と重ならない以上こちらの方で定例的に開催をしてみたいというところでございます。</p> <p>そして、下の方の2というところで、2ポツの方で事前提案の原則ということでございます。協議事項につきましては、原則として協議を行う会議の前の会議におきまして資料等を委員さんに事前配付させていただき、内容の説明、協議、その他については提案日において行っていきたいというふうに思っております。しかしながら、こういうふうに原則でうたわしていただいても、なかなか現実と合わない場合があるかもわかりませんので、その辺につきましてはできるだけご配慮を賜りたいというふうに思います。できるだけ次の会議までには委員さん方の目に、少なくとも二、三日前には必ず届くように、これから事務局頑張ってみますので、その辺で当日配付ということにもなる場合があるやもわかりませんが、このあたりはひとつよろしくお願い申し上げます。</p> <p>そして、63ページの方に、会議の表決ということでございます。1号委員、両町の町長、2号委員、両町の議会の議員さん6名なんですけれども、会議において表決が行われる場合は表決権を有するものとするということで、こちらの方についてひとつよろしく願いしたいと思います。</p> <p>それから、4点目に正・副議長の発言機会についてということで、1号委員、2号委員が意見を述べることについては、あえてその発言を制限する理由はないものということであらうと思っております。</p> <p>それから、5点目に先ほど会議の傍聴規程でご承認をいただきました傍聴者の数の関係なんですけれども、会場の都合により30人を最</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>大とさしていただきたいというふうによろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>6点目に資料提供の取り扱いということでございまして、協議会資料は傍聴者の方にも全員配付をさせていただきますというところでございます。</p> <p>以上が今後の合併協議会を運営してまいる中で、一つの申し合わせ事項といたしましてご提案させていただきますものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>協議第4号の申し合わせ事項につきましてご意見がありましたらちようだいをいたしたいと思ひます。</p> <p>どなたかございませんか。</p> <p>はい、事務局どうぞ。</p>
次長（事務局）	<p>大変申しわけございません。63ページの4番目のところを少し見ていただきたいと思ひます。</p> <p>先ほど私の方から正・副議長の発言機会ということで、下の条文と1号委員、2号委員というふうに申し上げたと思ひます。この正・副議長の前に、正・副会長及び正・副議長という形で少し文言を抜かしております。修正してよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、ただいまの事務局が説明がありましたように、第4項の正・副議長の発言機会についての前に、正・副会長、副会長を挿入をしていただきたいと思ひます。事務局から訂正ということでございますので、よろしく願ひたいと思ひます。</p> <p>ほかに何か委員さんの方からご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>それでは、ないようでございますので、今後についてはできるだけ申し合わせ事項によって事が運びますよう、委員の皆様方のご協力をお願ひをいたしたいと思ひます。</p> <p>次に、協議第5号の支援地域の指定について事務局から説明申し上げます。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>
次長（事務局）	<p>それでは、協議第5号神崎町・大河内町合併協議会支援地域の指定について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会支援地域の指定について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ということで、資料の65ページ、66ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>本日ご臨席いただいております中播磨県民局の方で今後この合併協議会に係りますさまざまな支援、そういったものを受けてまいります関係上、本日本協議会で委員の皆さん方にこれまでの取り組み経過、そして今後取り組んでまいります形態をお知らせさしていただき、ご承認いただき、県民局長さんの方に申請をさしていただくというところでございます。この合併につきましては、当然県の方からさまざまな財政的な支援を含めていろんな制度がございますので、そういった連絡調整を図るためにも、本日協議会の方でお諮りをして、報告という形になろうかと思ひますけれども、こういう形で取り組みをして、今後こういう形で進めてまいりたいというところでございます。</p> <p>その中で、少しご説明をさしていただきたいんですけども、65ページの方では、これまで両町が昨年の夏以降取り組んでまいりました主な項目、特に住民説明会並びに両町の議会の特別委員会、また臨時議会、そういったものを掲載をさしていただいております。そして、2月4日、一番下の項目に協議会を設置をさしていただきました。</p> <p>そして、右側の方には、協議会の事務所並びに組織の簡単な図式を表示をさしていただいております。</p> <p>そして、3点目には、今後の取り組みといたしまして2つ上げさせていただきます。</p> <p>平成15年度、16年度につきましては、協議会を月2回程度開催をし、各種の調査、検討、協議、広報活動、また新町建設計画に係ります住民説明、こういったものをやっけてまいるというところでございます。</p> <p>それと、平成17年3月に2町合併による新町誕生という文言を入れさしていただいておりますけれども、これは現在皆さん方に住民説明等でご説明をしてまいりましたのは、17年3月末までに兵庫県知事の方に両町町長が調印をし、両町議会の議決を得て申請をすれば17年度中に合併をすればいいというふうに申し上げてまいりましたんですけども、現在国会の方で、その期日の制定の17年3月末までの申請という法律の改正が現在国会で審議をされておまして、現在の合併特例法の法律では17年3月末までに合併をしなければいけないというのが現在の法でございます、それが今国会で改正をされるという見込みでございますので、現時点での表現という形ではこうい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>馬場委員</p>	<p>う形になるうかと思しますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの協議第5号について何かございませんか。</p> <p>はい、どうも、県民局長どうぞ。</p> <p>県民局長の馬場でございます。</p> <p>今の支援地域の指定を提出するということなんですけども、県におきましては市町経営のあり方検討支援本部という形を作っております。これは、知事を本部長にいたしまして、副知事、出納長、それから関係部長、それから県民局長の全幹部職員を構成する支援本部を作っております。そこで改めて2町の申請に基づいて支援をするということの決定をするということでございます。今の予定ですと、23日の月曜日の政策会議がございますので、そこに私の方から説明をいたしまして、支援地域として決定をするということの予定にしております。</p> <p>そうしますと、指定をされますと、冒頭私が申し上げましたように、現地に県民局の支援本部を置くと。で、県民局長を長といたしまして、各関係部長、関係参事等で構成する現地支援本部を作りまして、先ほど説明ございましたような県事業等との調整を行っていくということでございます。そのための提出でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、何かご意見ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>それでは、この協議第5号神崎町・大河内町合併協議会支援地域の指定については提出することにさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>ちょうど昼食の時間が来ておるんですけども、あとにつきましては提案事項等でございますので、本日日曜日ということもございまして昼から何か予定をされる方等もあるように聞いておりますので、もう少しご辛抱いただいて続けさしていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>異議なしの声がございますので、もう少しご辛抱いただき、引き続き続けさしていただきたいと思います。</p> <p>以上、協議5件についてすべて承認をいただきましたので、次に3</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
次長（事務局）	<p>の提案事項に入りたいと思います。</p> <p>提案事項につきましては全部で4項目上げておりますが、本日は提案のみとさせていただきます、協議は次回とさせていただきます。</p> <p>ただし、単なる質問につきましてはお受けいたしたいと思しますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、提案第1号神崎町・大河内町合併基本理念につきまして事務局から説明申し上げます。</p> <p>事務局、どうぞ。</p> <p>ご説明申し上げます。</p> <p>資料の67ページ以降をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>提案第1号神崎町・大河内町合併基本理念について。</p> <p>神崎町・大河内町合併基本理念について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋というところがございます、68ページ、右側の方に神崎町・大河内町合併基本理念という案を設けさしていただいております。これは、過日神崎町長並びに大河内町長両町長で協議をし、2町の新しいまちづくりに向けての一つの基本的な方針と申しますか理念をご検討いただきまして、5つの項目を案として各委員さん方にご案内をしたいというところでございます。</p> <p>少し朗読をさせていただきます。</p> <p>1点目に、互敬互譲の精神で、均衡ある地域の発展をめざします。</p> <p>2点目、合併協議を通じて、構造変化に対応できる新たな地域・時代を創造します。</p> <p>3、行政サービスのあり方を考え、住民との協働を基本とした行政システムの構築をめざします。</p> <p>4、長期的により広い視野を持ち、地域や次世代にわたり、公正な観点で判断するよう努めます。</p> <p>5、人と自然を大切にしたい町づくりを進めます。</p> <p>以上が両町の合併基本理念（案）ということで町長が協議をいたしました部分でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>提案第1号の説明が終わりました。</p> <p>掲載内容のみのご質問をお受けし、ご意見は次回とさせていただきますが、内容等について何かご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>次長（事務局）</p>	<p>意見がないようでございますので、引き続きまして提案第2号の神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目につきまして事務局から説明申し上げます。</p> <p>事務局、お願いします。</p> <p>ご説明申し上げます。</p> <p>提案第2号神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>お手元資料の70ページの方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>合併に関する協定項目につきましては、上から自治体の存立に関わる基本的な事項ということで5つ掲げてございます。合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置、財産の取扱い、この5項目が重要な項目というふうに言われておるところでございます。</p> <p>2点目に、事務事業の一元化に関わる事項ということで、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法に定められております項目でございます、5つ大きくございます。1点目が新町の建設計画、2点目が議会議員の定数及び任期の取扱い、3点目が農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、4点目が地方税の取扱い、5点目が一般職の職員の身分の取扱い、以上でございます。</p> <p>そして、その他の項目といたしまして、11番から23番までございまして、特別職の身分の取扱い、条例、規則等の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、一部事務組合等の取扱い、使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、補助金、交付金等の取扱い、町名、字名の取扱い、慣行の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、介護保険事業の取扱い、消防団の取扱い、自治会・行政連絡機構の取扱い、以降がその他の項目として上げさせていただいております。</p> <p>そして、各種事務事業の取扱いといたしまして、24番目に1の議会関係事務事業から17番まで、これは今後特に両町の事務担当レベルで分科会、専門部会という中で、よく俗に言われます千数百項目と言われる項目でございます。</p> <p>以上を神崎町・大河内町合併協議会の合併協定項目としてご提出をさせていただきますと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>提案第2号の説明が終わりました。</p> <p>何か質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>次 長（事務局）</p>	<p>質問がないようでございますので、次に提案第3号神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則についてを事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>提案第3号神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>先ほど合併協定項目の中で、今後両町がいろんな事務事業につきまして調整をしております。その中で、1点目に基本的な事項ということで資料の72ページの方に掲げさせていただいております。</p> <p>まず1点目が、両町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものとを区分するということでございます。</p> <p>2点目に、一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間を置いて実施するものに区分するという基本的な事項を持ちながら、2点目に調整方針を上げさせていただいております。</p> <p>まず1点目が、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めるということで、一体性確保の原則を上げさせていただいております。</p> <p>2点目に、行政サービス及び住民福祉の向上に努めるということで、住民福祉の向上の原則ということを上げさせていただいております。</p> <p>そして、資料めくっていただきまして73ページに、3点目に負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。いわゆる負担公平の原則でございます。</p> <p>4点目に、新町において健全な財政運営に努めるということで、健全な財政運営の原則でございます。</p> <p>5つ目に、行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。行政改革推進の原則でございます。</p> <p>6つ目に、新町の規模に見合った事務事業の見直しに努める。適正規模準拠の原則でございます。</p> <p>7点目に、公共的団体などの一本化に努めるという7つの項目を事務事業の調整方針にしていってほしいというふうに思うところござい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ます。</p> <p>そして、調整方針の分類につきましては、3で上げさせていただきますように5つの項目で、両町同一のため現行のまま新町に引き継ぐ、2点目に両町のどちらかに統合し、合併時までに調整する、3点目に両町のどちらかを基本に再編し、合併時までに調整する（新規も含む）というところでございます。4点目に廃止の方向で調整する、5点目に新町に移行後速やかに調整するという形で図式にあわらしますと、両町の事務事業を今後こういう形で事務作業を進めてまいりたいというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	説明が終わりました。
	提案第3号についてご質問がありましたら受けたいと思います。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質問が特にないようでございますので、次の提案第4号の合併の方式について事務局から説明申し上げます。
次長（事務局）	提案第4号合併の方式について。
	合併の方式について提出する。平成16年2月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋というところで、75ページ、6ページをお開きいただきたいと思えます。
	合併の協定の基本的な項目の重要事項の一つでございます合併の方式でございますけれども、1、調整方針といたしまして、神崎町、大河内町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
	2、根拠。市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法でございますけれども、第2条第1項の規定により、市町村の合併の方式については新設または編入合併と定められておるといふところの根拠でございます。
	3点目の理由、神崎町・大河内町がその区域の全部をもって新たな町を設置するためというところでございます。
	以下、参考でございますけれども、新設合併と編入合併の主な項目についての対比を上げさせていただきますので、こちらの方はまた後日見ていただきまして、第2回目の方でご質問等いただくという形で、説明については割愛をさせていただきたいというふうに思います。
	以上でございます。
小寺（議長）	それでは、提案第4号について何か質問ございますか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>次長（事務局）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質問がないようでございますので、提案事項第1号から第4号までにつきましては次回の協議会で協議いただくということにして、今回はこれで終わりたいと思います。</p> <p>5番、その他につきまして事務局、お願いをいたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>5、その他ということで、第2回目の会議ということで、先ほど協議第4の申し合わせ事項でご承認をいただきました第2回目の協議会につきましては、神崎町のケーブルテレビの局舎の方で開催をさせていただきたいと思います。ケーブルテレビの局舎につきましては、神崎町の病院に行かれる方の道筋の中学校の前にございますので、よくわかると思います。そして、時間はお昼の1時半からを予定させていただいております。</p> <p>なお、3月につきましては、当初3日というふうな水曜日という日を入れておったんですけれども、3月、6月、9月、12月等につきましては、両町とも町の議会がございますので、その辺との調整で3月は2日ということで日を調整させていただきましたことをあらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>そして、協議事項につきましては、先ほど提案させていただきました4件、これにつきまして協議会で議論いただきたいというふうに思います。</p> <p>そして2つ目に、本来ならばセットでご提案させていただくんですけれども、合併の方式とあわせて合併の期日というものが当然重要な項目として入ってまいるわけなんですけれども、そちらの方につきましては第2回目の方で資料をご提出させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それと、事務局からのお知らせということで、今回の委員さんにつきましては報酬並びに費用弁償をお支払いさせていただくというところでございます。そして、そのお支払い方法につきましては、振り込みという形で事務局の方で処理をさせていただきたく、各委員さん方にご案内をしております振り込みの通知書の方をお渡ししておると思いますけれども、事務局の方までひとつご提出をお願いしたく、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>そして、本日時間を大分回る想定をしておりますが弁当の用意をしておりました。しかしながら、議事が順調に進みましたので、お昼少し回りましたが最後までやり通すことができましたので、お帰りの際</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 次長（事務局）</p>	<p>にはお弁当の方をお持ち帰りいただきたいということで、事務局からの連絡を終わらせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>済みません。大変申しわけございません。先ほどのお弁当の関係も含めてなんですけれども、役場の方におきましては報酬をお支払いする関係上、報酬の中からそういったものを、弁当代を差し引きなさいよというふうなことがルールがございまして、本日は午前中ということもございましたのでそういうものを用意させていただきましたけれども、その分だけ少し引かさせていただきますので、必ずお持ち帰りいただきたいというふうに思います。</p> <p>それと、今後にわたりまして他の合併協議会でも昼からされても晩遅くまでされるというふうなことで食事などの用意も時には必要な場合があるかもわかりません。そういったときにも、そういった報酬の中から一部引かさせていただきますので、事前のご了解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>それでは、最後に議長より一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は特にお寒い中、早朝より委員の皆様方、そして県議会議員の前川先生、馬場県民局長さん、非常にお忙しい中、また皆さん熱心にご審議をしていただきましてまことにありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第1回の神崎町・大河内町合併協議会の会議を閉会をさせていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>